遺言書

１　別紙目録①②⑥⑦の財産は，長女■■■■（昭和■■年■■月■■日生）に相続させる。

２　別紙目録③の財産は，長男■■■■（昭和■■年■■月■■日生）に相続させる。

３　別紙目録④⑤を含む一切の預貯金は、これらを解約換金し，遺言者の全債務，登記費用その他本遺言を執行するに必要な一切の費用を弁済した後の残金を，次のとおり分配するよう遺産分割の方法を指定する。

　　妻　　■■■■（昭和■■年■■月■■日生）１０分の６

　　長女　■■■■（昭和■■年■■月■■日生）１０分の２

　　長男　■■■■（昭和■■年■■月■■日生）１０分の２

４　前記１から３に記載なき財産は、妻■■■■に相続させる。

５　妻■■■■が遺言者より先に、又は遺言者と同時に死亡したときには、前記３において妻■■■■に分配するとした残金を、長女■■■■及び長男■■■■に均等の割合で分配する。

６　妻■■■■が遺言者より先に、又は遺言者と同時に死亡したときには、前記４において妻■■■■に相続させるとした財産を、長女■■■■に相続させる。

７　私は，この遺言の遺言執行者として，長女■■■■を指定する。

令和■年■■月■■日

住所　■■市■■町■丁目■■番地■

氏名　山田太郎

別紙目録

①　■■市■■町■丁目■■番■　の土地

②　■■市■■町■丁目■■番地■　家屋番号■■　の建物

　　その他①の土地上に存する全ての建物及び家財道具等の全ての動産

③　■■市■■町■丁目■■番地■　建物の名称　■■■

　　家屋番号　■■町■丁目■■番■　の建物及び当該建物の敷地権

④　■■銀行　■■支店　普通預金　口座番号■■■

⑤　ゆうちょ銀行　通常貯金　記号■■■■■　番号■■■■■■■■

⑥　■■ホールディングス株式　■■株（■■証券■■支店　特定口座）

⑦　■■ファンド　■■■■口（■■証券■■支店　特定口座）

山田太郎